

八王子市立たがの杜小中学校(第二小学校)

保護者と教職員の会（PTA）規約

第 1 章 総 則

第1条 名称及び事務所

本会は、八王子市立たがの杜小中学校(第二小学校)PTA(保護者と教職員の会)といい、八王子市立たがの杜小中学校(第二小学校)校内に事務所を置く。

第2条 目的

本会は、保護者と教職員が協力して、子どもの健全な育成をはかるとともに、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、学び合い、親睦をはかることを目的とする。

第3条 方針

本会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は、児童の教育福祉の為に活動する他の団体、および機関と協力する。
2. 本会は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的とした活動を行わない。
3. 本会は、特定の政党や宗教を支持する活動を行わない。
4. 本会は、学校の人事または、経営管理に干渉しない。

第4条 活動

本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭教育、学校教育の一助となる活動
2. 会員相互の扶助・親睦をはかる活動
3. 児童の安全を守る活動
4. 地域の関連団体・機関と交流・協力する活動
5. その他、本会の目的達成に必要な活動

第 2 章 会 員

第 5 条 会 員

本会の会員は、本校の児童の保護者またはそれに代わる者と教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 3 章 本 部 役 員

第 6 条 本 部 役 員

本会に次の本部役員を置く。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名以上（保護者2名以上、副校長）
3. 書記 2名以上（保護者2名以上）
4. 会計 3名以上（保護者2名以上、教職員1名）
5. 監査 3名（保護者2名、教職員1名）
6. 本部サポーター 若干名（保護者）

第 7 条 選 任

本部役員は、会員の中から総会において承認する。

第 8 条 期 間

本部役員の任期は、最低1年とし、再任を妨げない。

第 9 条 任 務

各役員の職務は以下の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、庶務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があればその任務を代行する。
3. 書記は、総会、会議等の議事を正確にわかりやすく記録し、保管する。
4. 会計は、本会の経理に基づく収支を正確に記録し、監査を受ける。
5. 監査は、会計状況、資産状況、その他を監査し、その結果を総会に報告する。
6. 本部サポーターは、副会長の補佐をする。

第 4 章 運 営

第 10 条 機 関

本会は、次の機関を置く。

1. 総会
2. PTA運営会議
3. PTA企画会議
4. 各PTA活動

校長はすべての集会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第11条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。
2. 総会は、定期総会及び臨時総会として年一回以上開催し、形式は、対面総会あるいは書面総会とする。
3. 総会の議決は、会員の過半数の同意をもって成立する。
4. 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 前年度の事業報告および決算報告の承認
 - (2) 前年度会計監査報告の承認
 - (3) 新本部役員の承認
 - (4) 新年度事業計画および予算案の審議
 - (5) その他の重要事項（規約の改定など）の審議

第12条 PTA運営会議

1. PTA運営会議は、校長、本部役員によって構成され、会長が必要と認めた時に開催する。また、会員はすべて、PTA運営会議を傍聴することができる。
2. PTA運営会議は、次の事項について協議、報告を行う。
 - (1) 総会議案に関する事項の審議
 - (2) PTA本部運営に関わる事項
 - (3) 各PTA活動の予定と活動報告
 - (4) 新本部役員の選出
 - (5) 規約や運営規則の制定

第13条 PTA企画会議

1. PTA企画会議は、本部役員によって構成され、会長が必要と認めた時に開催する。また、会員はすべて、PTA企画会議を傍聴することができる。
2. PTA企画会議は、次の事項について企画を立案する。
 - (1) 総会議案に関する事項の審議
 - (2) PTA本部運営に関わる事項
 - (3) PTA活動に関わる事項
 - (4) 規約や細則の制定

第14条 PTA活動

1. PTA 本部は、ボランティアを募集し、PTA 活動を実施する。また、PTA 活動の参加は任意とする。
2. PTA 活動は、第 2 条の目的を達成するために行う。

第 5 章 会 計

第 15 条 資産構成

本会の資産は会費、寄付金品、その他の収入によって構成する。

第 16 条 経費の支弁

本会の経費は試算をもって支弁する。

第 17 条 会費

本会の会費は、1 世帯年間 2,000 円とする。

第 18 条 会計年度

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 規 約 改 正

第 19 条 規約の改正

本規約の改正は総会において出席者の過半数の同意を必要とする。
(得られなければ変更することができない。)

第 7 章 付 則

第 20 条 運営規則

1. 本会に運営に必要な事項は、運営規則として PTA 運営会議の出席者の過半数の同意を得て、定めることができる。

2. 運営規則を制定、改定、廃止した場合は、次期総会にて報告する。

運 営 規 則

第 1 章 役員選考

第 1 条 規約第 6 条に定める新本部役員の選考は、本部役員が行う。

第 2 条 役員選考は、全会員の中より役員候補を募集し選考する。その後、会長候補者を推薦し受諾を得てから、会長候補者が、他の本部役員を推薦し受諾を得る。

第 3 条 受諾を得た候補者を P T A 運営会議にて選出し、総会にて承認を得る。

第 2 章 P T A 活動

第 4 条 この会の目的を達成するために、次に P T A 活動を行う。

1. 広報
2. 図書ボランティア
3. 読み聞かせの会

第 5 条 各 P T A 活動は、P T A 本部が活動ボランティアを全会員から募集し、活動する。

第 6 条 各 P T A 活動は、下記の通り活動を行う。

1. 広報
学校行事や地域行事を取材し、年 2 回広報誌を作成、発行する。
2. 図書ボランティア
子どもたちが気持ちよく図書室を利用できるように、図書室の清掃、本棚の整理、本の修理、窓と入口ディスプレイに季節の飾り付けを行う。
3. 読み聞かせの会
朝読書の時間に各クラスで本の読み聞かせを月 1 回程度、行う。

第 3 章 庶務に関する規則

第 7 条 各種文書は、その分類に伴い必要年数保存しなければならない。
(例年のものは 3 年、その他は別途確認)

第 8 条 本会の会計に関し、備えておかなければならない諸帳簿は下記の通りとする。

現預金出納帳 収支計算書 活動報告書 監査報告書

第 9 条 本会の備品は、P T A 本部にて管理する。

慶弔規定

第1条 会員の慶弔に関し、次の範囲に慶弔金又は、それに代わる物を贈る。

1. 会員（保護者）

- | | |
|-----------|-----------|
| ①会員が死亡した時 | 香典10,000円 |
| ②児童が死亡した時 | 香典10,000円 |

2. 教職員

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①本人が死亡した時 | 香典10,000円 |
| ②配偶者が死亡した時 | 香典10,000円 |
| ③転退、新任教職員の記念品 | 花束又は図書券（1,000円） |
| ④結婚した時 | 祝電（3,000円相当） |

3. その他、必要と認める事項が発生した場合は、本部役員にて協議して決める。

第2条 本規定によるものの返礼は一切受けない。

第3条 本規定はPTA運営会議において、出席者の過半数の同意を得られなければ変更することが出来ない。

◆付則◆

本規約は

昭和56年 1月16日施行

平成 3年 5月15日改正

平成11年 5月14日改正

平成12年 3月14日改正

平成15年 5月15日改正

平成16年 5月 7日改正

平成22年11月20日改正

平成26年 5月16日改正

平成29年 5月14日改正

平成30年 5月14日改正

令和 元年 5月17日改正

令和 2年 7月29日改正

令和 3年 5月27日改正

令和 4年 5月21日改正

令和 7年 5月13日改正